

第1条 ■名称

本会は、世界鬼学会(International Oni Association)と称する。

第2条 ■組織

本会は、事務局を「日本の鬼の交流博物館」におく。

第3条 ■目的

本会は、全世界の鬼に興味・関心を持つものが広く集い、古来、人類が鬼に託してきたユーモアとペースにふれながら、文化の深層を考え、国際的な連帯を深めると同時に、豊かな未来を築く糧とすることを目指す。

第4条 ■事業

本会は前条の目的を達するために次の事業を行う。

1. 研究活動
2. 会報の発行
3. 講演会・シンポジウム・研究発表会等の開催。
4. その他

第5条 ■会員

1. 本会は、本会の趣旨に賛同する個人・団体をもって組織する。
2. 本会の会員は次の通りとする。

(1)一般会員

会費の負担に応じる会員。

(2)賛助会員

本会の目的事業に賛同し、賛助会費の負担に応じる個人及び団体

(3)名誉会員

総会において承認を受けた者。会費の納入の義務を負わない。

3. 会費は、総会の議決によって定める。

第6条 ■会員の義務・権利

1. 会員は、会報の配布をうけ、研究成果を発表できる。
2. 会員は、会費を毎年所定の日までに納入しなければならない。
3. 会費を2年間滞納した場合は、会員の資格を

失う。

第7条 ■役員

本会に次の役員をおく。

1. 会長 1名
2. 副会長 若干名
3. 事務局長 1名
4. 監査 2名

第8条 ■役員の仕事

1. 会長は本会を代表し、会議を統括する。
2. 副会長は、会長を補佐する。
3. 事務局長は、事務局を統括する。
4. 監査は、会計を監査する。
5. 事務局には、事務局長のほか、庶務・会計などの担当をおく。

第9条 ■選任

役員を選出を次のように定める。

1. 会長、副会長、事務局長及び監査は総会において選出する。
2. それぞれの任期は2年とする。再任は妨げない。

第10条 ■総会

1. 総会は、本会の最高議決機関であり、毎年1回、会長が招集する。
2. 総会の議決は出席会員の過半数による。

第11条 ■会計

本会の運営は、会員の会費及び補助金・寄附金をもってこれにあてる。

第12条 ■年度

本会の会計報告は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

第13条 ■報告

本会の会計報告は、監査の承認を得、毎年総会においておこなう。

第14条 ■変更

本会則の変更は、総会の議決による。

附則 この会則は平成6年12月4日から施行する。